

●香川県警察本部告示第3号

遺失物法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月18日

香川県警察本部長 今井宗雄

遺失物法実施規程の一部を改正する規程

遺失物法実施規程（平成19年香川県警察本部告示第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(施設占有者に係る提出の取扱い)</p> <p>第8条 施行規則第26条の規定による提出書の提出は、別記様式第3号の提出書を提出して行わせるものとする。</p> <p>2 提出の取扱いを行う者は、当該提出が施設占有者によるものである場合は、作成する拾得物件控書に前項の規定により提出を受けた提出書を、拾得物件預り書に当該提出書の写しを、それぞれ割印をして添付するものとする。</p> <p>(県又は国に帰属した物件の取扱い)</p> <p>第27条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 物品 ア～ウ 略</p> <p><u>エ 県帰属拾得物品引継明細書に記載された物品のうち、他の警察署に保管換え（会計規則第120条第2項第2号に規定する保管換えをいう。）をして売却する物品については、同号の保管換伺兼出納通知書を作成し、当該物品とともに当該他の警察署に送付する。</u></p> <p>オ 略</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) <u>別記様式第22号の県帰属拾得物品引継書及び買受書並びにエの規定により他の警察署から送付された物品を売却したときは、当該物品に係る保管換伺兼出納通知書は、調定伺書に添付する。</u></p> <p>(カ)～(ク) 略</p>	<p>(施設占有者に係る提出の取扱い)</p> <p>第8条 施行規則第26条の規定による提出書の提出は、別記様式第3号の提出書を2通提出して行わせるものとする。</p> <p>2 提出の取扱いを行う者は、当該提出が施設占有者によるものである場合は、作成する拾得物件控書及び拾得物件預り書に前項の規定により提出を受けた提出書をそれぞれ割印をして添付するものとする。</p> <p>(県又は国に帰属した物件の取扱い)</p> <p>第27条 警察署長は、提出を受けた物件の所有権が法第37条第1項第1号の規定により県に帰属したときは、会計規則第277条の規定による承認に基づき、物件の種別ごとに次に定めるところにより処理をしなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 物品 ア～ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) 別記様式第22号の県帰属拾得物品引継書及び買受書は、調定伺書に添付する。</p> <p>(カ)～(ク) 略</p>

2 略

(警察署長による月例検査)

第28条 警察署長は、毎月、提出を受けた物件と拾得物件控書との照合を行い、その保管の状況について検査を実施しなければならない。この場合において、現金に係る検査については、第17条第1項第1号の規定により金庫に保管する現金及び指定金融機関に当座預金で預託している現金に係る残高証明書（以下「残高証明書」という。）又は当座勘定照合表と拾得物件控書その他の関係書類との照合により行うものとする。

2 略

(警察本部長による検査)

第29条 略

2 警察署長は、前項の規定による検査を受けるときは、別記様式第24号の保管金出納計算書、別記様式第25号の拾得物品出納計算書及び別記様式第26号の小切手支払未済調書を作成し、並びに指定金融機関から残高証明書の交付を受け、並びにこれらの書類に別記様式第26号の2の表紙を付して編さんしたものを検査員に提出しなければならない。ただし、小切手支払未済調書については、振り出した小切手の支払に未済がない場合は、作成及び提出を省略するものとする。

3 警察署長は、第1項本文の規定による検査を受けるときは、検査対象年度に返還等（返還、引渡し又は処分をいう。以下同じ。）をし、又は県に帰属した物件に係る拾得物件控書、受領書（法第11条第1項に規定する受領書をいう。）、拾得物件預り書その他の関係書類を返還等又は県帰属の別に区分し、それぞれ別記様式第26号の3の表紙を付して編さんしたものを作成しなければならない。

4 略

2 略

(警察署長による月例検査)

第28条 警察署長は、毎月末に、提出を受けた物件と拾得物件控書との照合を行い、その保管の状況について検査を実施しなければならない。この場合において、現金に係る検査については、第17条第1項第1号の規定により金庫に保管する現金及び指定金融機関に当座預金で預託している現金に係る当座勘定照合表と拾得物件控書その他の関係書類との照合により行うものとする。

2 略

(警察本部長による検査)

第29条 略

2 警察署長は、前項の規定による検査を受けるときは、別記様式第24号の保管金出納計算書、別記様式第25号の拾得物品出納計算書及び別記様式第26号の小切手支払未済調書を作成し、並びに指定金融機関から第17条第1項第1号の規定による預託に係る当座預金の残高証明書（以下「残高証明書」という。）の交付を受け、並びにこれらの書類に別記様式第26号の2の表紙を付して編さんしたものを検査員に提出しなければならない。ただし、小切手支払未済調書については、振り出した小切手の支払に未済がない場合は、作成及び提出を省略するものとする。

3 警察署長は、第1項本文の規定による検査を受けるときは、検査対象年度に提出を受けた物件に係る拾得物件控書、受領書（法第11条第1項に規定する受領書をいう。）、拾得物件預り書その他の関係書類を受入れ又は払出しの別に区分し、それぞれ別記様式第26号の3の表紙を付して編さんしたものを作成しなければならない。

4 略

別記様式第1号（第5条関係）

（表面）

現金 大	
物品	
取扱者 交番・駐在所 警察署 ⑩	
年月日	
あなたから提出のあつた拾得物を受理しました。	
現金受取票 一連番号	
折り返し線（山折り）	
<h1 style="margin: 0;">現金収納袋</h1>	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> 透明部分 </div>	

本件に関するお問い合わせは、警察署会計課（電話番号） ー ー ー（ ）にお願ひします。

別記様式第1号（第5条関係）

（裏面）

現金 大	
物品	
取扱者 交番・駐在所 警察署 ⑩	
年月日	
あなたから提出のあつた拾得物を受理しました。	
現金受取票 一連番号	
折り返し線（山折り）	
<h1 style="margin: 0;">現金収納袋</h1>	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> 透明部分 </div>	

本件に関するお問い合わせは、警察署会計課（電話番号） ー ー ー（ ）にお願ひします。

(裏面)

切り取り線

のりしろ

折り返し線(谷折り)

一連番号 _____

受理番号			警察署		交番・駐在所	
受理日時	年 月 日 午前・後 時 分		取扱者氏名			
日時 拾得 場所	年 月 日 午前・後 時 分		ころにて拾得			
拾得者 住所・氏名	住所 氏名		電話番号			
現金	億 千 百 十 万 千 百 十 円	1万円札 枚	5000円札 枚	2000円札 枚	1000円札 枚	500円硬貨 枚
		100円硬貨 枚	50円硬貨 枚	10円硬貨 枚	5円硬貨 枚	1円硬貨 枚
物品						
備考						

(裏面)

切り取り線

のりしろ

折り返し線(谷折り)

一連番号 _____

受理番号			警察署		交番・駐在所	
受理日時	年 月 日 午前・後 時 分		取扱者氏名 [㊟]			
日時 拾得 場所	年 月 日 午前・後 時 分		ころにて拾得			
拾得者 住所・氏名	住所 氏名		電話番号等			
現金	億 千 百 十 万 千 百 十 円	1万円札 枚	5000円札 枚	2000円札 枚	1000円札 枚	500円硬貨 枚
		100円硬貨 枚	50円硬貨 枚	10円硬貨 枚	5円硬貨 枚	1円硬貨 枚
物品						
備考						

別記様式第26号の3 (第29条関係)

年度			
冊の内第			号
自	年	月	日
至	年	月	日
遺失物証拠書 返還等 県帰属			
<hr/>			
金額 _____			
警察署長			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第26号の3 (第29条関係)

年度			
冊の内第			号
自	年	月	日
至	年	月	日
遺失物 受入 証拠書			
払出			
<hr/>			
受入・払出金額 _____			
証拠書類 _____ 枚			
警察署長			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

- 1 この規程は、令和4年3月18日から施行する。ただし、第29条第3項及び別記様式第26号の3の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日までに返還等（返還、引渡し又は処分をいう。）をし、又は県に帰属した物件に係る拾得物件控書、受領書、拾得物件預り書その他の関係書類の編さんについては、改正後の第29条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。